

## 【2010 もてぎミジェットカーレース特別規則の変更】

### **参加者 宛**

標記の件につき、下記の通り公示する。

2010年5月2日開催の“2010 もてぎミジェットカーレース第2戦”より、参加者が18歳未満の場合、身長150cm以上かつ親権者の同意、同伴および特定のライセンスを有する者であれば、当競技会の出場を認めることとする。

関連する規則の変更は下記の通り。

### 記

1:下記条文を全文削除する。

#### 第6条 参加資格

##### 1) ドライバー

次の(ア)、(イ)、のどちらかの条件を満たした者。

(ア) 満16歳以上で身長150cm以上の者

(イ) 大会事務局にて出場を認めた者。

2:下記規則を追加する。

#### 第6条 参加資格

##### 1) ドライバー

身長150cm以上で、次の(ア)～(ウ)いずれかの条件を満たした者。

(ア) 満18歳未満の場合、親権者の同意、同伴および、下記のライセンスを有する者。

(イ) 満20歳未満の場合、親権者の同意が得られた者。

(ウ) 大会事務局にて出場を認めた者。

### ライセンス

当該年度有効な以下のいずれか。

- ・JAF カートライセンス
- ・SL ライセンス
- ・TRMC-S ライセンス
- ・SMSC ライセンス
- ・ツインリンクもてぎ カートランドのBライセンス以上
- ・鈴鹿サーキット モータースポーツランドのBライセンス以上